

# 令和2年度

## 第8回豊後高田市農業委員会総会議事録

日時 令和2年11月6日(金)午前10時00分

場所 豊後高田市役所高田庁舎

本館2階コスモスホール

### 出席委員

出席委員 12名 欠席委員 1名

議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
1	佐々木弘幸	○	6	神田三重子	○	11	河野三男	○
2	友延都茂子	○	7	河野孝也	×	12	市成信正	○
3	河野利治	○	8	野間保廣	○	13	和泉陣	○
4	川野元憲司	○	9	宗一則	○			
5	中野正年	○	10	内田勝夫	○			

### 農地利用最適化推進委員

永野次郎 委員 財前和洋 委員 尾上慎一 委員 羽矢勝幸 委員  
早田彰臣 委員 板井伸博 委員

### 事務局職員

5名 事務局長 佐々木 真治 事務局次長 應利 晋矢  
総括主幹 伊藤 康輔  
真玉分室長 植田 克己 香々地分室長 大力 雅昭

### 会議に付した事件

- 議案第50号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について(農委処分)
- 議案第51号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第52号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- 議案第53号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
- 議案第54号 農用地利用集積計画の決定について(貸借権設定)
- 議案第55号 農用地利用配分計画に係る農用地貸付(案)について
- 議案第56号 非農地証明願について

### 報告事項

- (1) 農業用施設の届出について
- (2) 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
- (3) 農地所有適格法人定期報告について

開会 午前10時00分

局長

皆さん、おはようございます。  
第8回の総会に入ります前に、資格確認についてご報告いたします。  
農業委員総数13名中、本日の出席委員12名、欠席委員1名で過半数を超えております。  
従いまして、農業委員会会議規則第6条の定めにより、本総会が成立していることをご報告いたします。  
なお、会議の議長は、会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、ご了承願います。それでは、会長よろしく申し上げます。

議長

(会長あいさつ)  
ただいまから、令和2年度第8回豊後高田市農業委員会総会を開会します。開会にあたりまして、会議規則第13条第2項の規定に基づき、議事録署名委員を選任したいと思います。  
慣例により議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしであります。  
よって議事録署名委員に、5番：中野正年委員及び6番：神田三重子委員にお願いします。  
なお、議事整理のため、意見のある方は挙手をし、議長が指名した人のみ、発言を行ってください。皆さんのご協力をお願いします。  
それでは議事に入ります。  
議案第50号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について審議を行います。事務局から提案します。

事務局

はい。それでは議案第50号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので意見を求めます。1ページからになります。

申請番号44番、所在が■■■■字■■■■番外■■筆で、地目は山林と畑、合計面積が2,161㎡、渡人が■■■■の■■■■さん、受人が■■■■の■■■■です。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号45番、所在が■■■■字■■■■番■■■■で、地目は畑、面積が2,541㎡、渡人が■■■■の■■■■さん外■■名、受人が■■■■の■■■■さんです。申請事由は、渡人が経営廃止、受人が経営規模の拡大で贈与するものであります。なお、渡人■■名と受人は■■■■にあります。

申請番号46番、所在が■■■■字■■■■番■■■■外■■筆で、地目は畑、合計面積が804㎡、渡人が■■■■の■■■■さん、受人が■■■■の■■■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 47 番、所在が [ ] 字 [ ] 番 [ ] で、地目は畑、面積が 600 m<sup>2</sup>、渡人が [ ] の [ ] さん、受人が [ ] の [ ] さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で贈与するものであります。

申請番号 48 番、所在が [ ] 字 [ ] 番で、地目は田、面積が 709 m<sup>2</sup>、渡人が [ ] の [ ] さん、受人が [ ] の [ ] さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

以上、申請事案は農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。

以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長

事務局の調査によれば、取得要件に問題はないとのことですが、ご意見、ご質問のある方はございませんか。

(ありませんの声)

議 長

無いようですので、これを許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第 51 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について審議を行います。事務局から提案します。

事務局

議案第 51 号、農地法第 4 条の規定による農地転用について次のとおり、許可申請があったので意見を求めます。議案書の 3 ページをご覧ください。

申請番号 6 番、申請地は [ ] 字 [ ] 番、地目が田、面積が 1,763 m<sup>2</sup>で、昭和 61 年に土地改良事業を実施した農業振興地域内の農地です。

農地区分としては、農用地区域内農地に該当します。

転用目的は、道路と同じ高さまで田を埋土し、畑にするとのことで、農地造成のための一時転用です。

[ ] から [ ] と [ ] を進み、[ ] に入り約 [ ] m 進んだ場所に位置し、北に [ ]、南に [ ]、東と西を [ ] に接しています。

利用計画についてですが、申請地は湿田であり耕作が困難であるため、市道と同じレベルまで盛土し、畑に造成し麦を作付けする計画です。

造成については、境界から十分距離をとり埋土するため、土砂が流出する恐れはないものと考えられます。

転用に要する費用としては、造成費 [ ] 円を見込んでおり、それに見合う金融機関の通帳の写しが添付されています。

	<p>工事期間は、許可日から令和3年1月31日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。</p> <p>許可基準は運用通知の許可基準第2の1の(1)のイの(イ)のb「申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達する上で当該農地を供することが必要であると認められるもの。」に該当します。以上です。</p>
議 長	<p>事務局による現地調査及び転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題はないとのことですが、ここで地元の農地利用最適化推進委員であります尾上慎一推進委員から意見をいただきたいと思います。</p>
尾上慎一 推進委員	<p>今、事務局から説明のあったとおり、将来畑地になるので問題ないと思いました。以上です。</p>
議 長	<p>同じく現地確認をしていただきました4番：川野元委員からも意見があればいただきたいと思います。</p>
4番： 川野元委員	<p>はい。特に問題はありません。</p>
議 長	<p>はい。地元委員の意見では問題ないとのことですが、これにご意見、ご質問のある方はございませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
議 長	<p>無いようですので、これを許可することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。</p> <p>次に、議案第52号、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について審議を行います。</p> <p>本議案中、申請番号17番の案件は、次の議案第53号、申請番号3番の案件と一体の事業でありますので、この2つの案件は一括で審議いたします。それでは事務局から提案します。</p>
事務局	<p>議案第52号、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について次のとおり、許可申請があったので意見を求めます。議案書の4ページからです。なお、お手元にマーカーでチェックした絵図面を別紙で付けており、そちらも現地の図面ですのであわせてご覧いただければと思います。</p> <p>申請番号15番です。申請地は■■■字■■■■番■■で、地目は畑、面積が</p>

499 m<sup>2</sup>の農業公共投資の対象となっていない農地で、農地区分は第3種農地です。都市計画の用途区分は、第1種中高層住居専用地域に該当します。転用目的は一般住宅用地です。

■■■■から■■■■に入り約■■mの場所に位置し、西を■■、周囲を■■に接しています。

利用計画についてですが、譲受人は■■■■に住む■■■■で、申請地に建築面積■■■■m<sup>2</sup>の■■■■建ての一般住宅建築を予定しています。

埋土等を行わず、現状のまま整地を行うため土砂等の流出の恐れはないものと考えられます。

また、境界から距離をとって建築するので日照・通風には影響はないと考えられます。

雨水排水につきましては、雨水枡を設け東側の側溝へ接続し放流する計画であり、また、生活雑排水につきましては西側の公共下水道へ接続し放流する計画で、周囲の営農への影響はないものと判断されます。

申請者は現在、農地法違反により文書指導等を受けている事例はなく、その他転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、農地法以外にその他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は、土地取得費、建築及び工事費で■■■■円を見込んでおり、それを満たす金融機関の融資予定証明書が添付されています。

工事期間は許可後から令和3年3月31日までを予定しており、転用行為は確実に進むと判断されます。

許可基準は、運用通知の許可基準第2の1の(1)のエの(イ)「第3種農地の転用は許可をすることができる。」に該当します。

地元の農地利用最適化推進委員の筒井正之委員が事務局と現地確認を行い、転用について問題ないとの意見をいただいています。

申請番号16番です。申請地は■■■■字■■■■番■■外■■筆で、地目は田、合計面積が885 m<sup>2</sup>の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農地区分は第2種農地です。

転用目的は、一般住宅用地です。

申請地は、■■■■に架かる■■■■から■■■■に入り約■■mの場所に位置し、北側に■■■■、西に■■■■、南に■■■■、東を■■■■に接しています。

利用計画についてですが、譲受人は■■■■の■■■■で、建築面積■■■■m<sup>2</sup>の■■■■建て一般住宅を建築する計画です。

譲渡人とは■■■■にあり、申請地の贈与を受ける予定です。

埋土等を行わず、現状のまま整地を行うため土砂等の流出の恐れはないものと考えられます。

また、境界から距離をとって建築するので日照・通風には影響はないと考えられます。

雨水排水につきましては自然浸透とし、生活雑排水につきましては、東側の公共下水道へ接続し放流する計画で、周囲の営農への影響はないものと判断されます。

申請者は現在、農地法違反により文書指導等を受けている事例はなく、その他転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、農地法以外に行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は、建築工事費の [ ] 円を見込んでおり、すべて融資で賄う予定で、それを満たす金融機関の融資可能証明書が添付されています。

工事期間は許可後から令和3年5月31日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断できます。

許可基準は、運用通知の第2の1の(1)のオの(イ)のbで、「住宅その他の申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当します。

続きまして、議案第52号の申請番号17番と議案第53号の申請番号3番について、一体の事業でありますので一括してご説明します。

申請地は、[ ] 字 [ ] 番外 [ ] 筆、地目が畑で、転用合計面積が10,513 m<sup>2</sup>の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農地区分としては第2種農地に該当します。

転用目的は太陽光発電施設用地です。

申請地は、[ ] から [ ] へ約 [ ] kmの場所に位置し、周囲は [ ] 及び東側が [ ]、南側は [ ]、[ ] 及び [ ]、西側は [ ] に接しています。なお、申請地のうち7,790 m<sup>2</sup>は現在耕作されておらず、竹林となっております。

転用者は、[ ] に本社を置く主として [ ] 業、太陽光発電事業を行う法人です。

事業全体面積 [ ] m<sup>2</sup>の内10,513 m<sup>2</sup>を太陽光発電施設用地として転用するもので、この内訳として、議案第52号の申請番号17番分、農地法第5条の申請に係る所有権移転分として [ ] 筆の4,367 m<sup>2</sup>、次の議案第53号、申請番号3番分の貸借権設定分として [ ] 筆、6,146 m<sup>2</sup>の農地を転用し、太陽光パネル枚数 [ ] 枚、施設面積 [ ] m<sup>2</sup>、発電出力 [ ] kwの施設設置を計画しており、利用計画図から転用面積は適正と判断されます。

建築物を設けないため、日照・通風の影響は認められないと考えられます。

盛土の予定はなく、現状のまま表面を整地し利用する計画で、整地後、ねじ込み式の杭に架台を設置し、その上に太陽光パネルを取り付ける計画です。

雨水については敷地内にU字側溝や暗渠及び調整池を設け、隣接する水路へ放流するとともに、境界はフェンスで施工する計画です。

流量計算書が添付されており、土砂の流出や崩壊の恐れはなく、隣接農地への影響はないものと考えられます。

農地法以外としては、その他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

3,000 m<sup>2</sup>を超える転用案件については、大分県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取することになっておりますので、10月21日に開催された県機構の常設審議委員会に諮ったところ、「許可基準を満たしている」との回答を

得ております。

転用に要する費用は [ ] 円を見込んでおり、すべて自己資金で賄う計画で、それを満たす金融機関の預金残高証明書が添付されています。

また、九州経済産業局の事業計画認定通知書の写し及び九州電力株式会社から工事費負担金の請求書の写しが添付されております。

地元 [ ] 自治区からは、転用と自治区が管理する水路への排水について、特に問題ないとの意見書が添付されています。

工事期間は、許可日から令和3年7月31日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

許可基準は、運用通知の第2の1の(1)の(イ)で、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することによっては、当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められる場合」に該当します。

申請番号18番、申請地は、 [ ] 字 [ ] 番 [ ]、地目が畑で、面積が1,083 m<sup>2</sup>、公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農地区分としては第2種農地に該当します。

転用目的は太陽光発電施設用地です。

[ ] を [ ] 方面に入り約 [ ] kmの場所にあり、北と東を [ ] に、西と南を [ ] に接しています。

転用者は [ ] 在住の [ ] で、今回土地を取得し事業面積1,083 m<sup>2</sup>に太陽光パネル [ ] 枚、施設面積 [ ] m<sup>2</sup>、総出力 [ ] kwの太陽光発電施設を設置する計画です。盛土等を行わず、現状のまま整地しますので土砂の流出等の恐れはないものと考えられます。整地後、架台を設置してその上に太陽光パネルを取り付け、周囲にネットフェンスを設置する計画です。雨水排水については自然浸透のほか、オーバーフロー分については南側に設置する自然浸透式の側溝へ放流する予定です。また、日照及び通風をさえぎる建築物ではないため、隣接農地への影響はないものと考えられます。

申請者は現在、農地転用違反により文書指導等を受けている事例はなく、その他転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。農地法以外としては、その他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。また、九州経済産業局の事業計画に係る設備認定通知書の写し及び九州電力株式会社から工事費負担金の請求書の写しが添付されております。

転用に要する費用は [ ] 円であり、すべて借りで賄う計画で、金融機関が発行した事業費に見合う金額のローン契約書の写しが添付されています。

工事期間は、許可日から令和2年12月31日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

許可基準は、運用通知の第2の1の(1)の(イ)で、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することによっては、当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当します。以上です。

議 長

事務局による現地調査及び転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題





また、設置する調整池は素掘りかコンクリート張りかとの質問があり、申請者からはコンクリート張りであるとの回答がありました。これに対して委員からは、調整池にはフェンス等を設置するなど、特に安全対策に配慮して欲しいとの意見も出されました。

また、設置するU字溝の大きさについて、大雨の時に大丈夫かとの質問があり、申請者からは事前に行った流量計算に基づき大きさ等を決めているので大丈夫だと考えているが、今後問題がありそうであれば対応していくとの回答が出されました。

また、地元自治会との協議はどうなっているのかとの質問があり、申請者からは、これまでも地元自治会と協議を行いながら計画をしてきたが、今後地元自治会と協定書を交わす予定でもあり、さらに年4回程度は地元と交流を持つことを計画していることから、問題がありそうであればその都度地元と協議を行いながら対応していく予定であるとの回答がありました。

また、本案件に関しましては、地元■■■■地区の尾上推進委員及び川野元委員からは転用について特に問題はないとの意見をいただきました。

審議の結果、本案件は農地法の転用許可基準を満たしていると判断されますことから、役員会の意見としては「許可相当である」との意見に決しました。

以上で、役員会の審議結果の報告を終わります。

議 長

次に、申請番号 18 番につきまして、板井伸博推進委員から意見を申し上げます。

板井伸博  
推進委員

はい。申請番号 18 番につきまして、去る 10 月 22 日、事務局と友延委員、私とで現地確認を行いました。隣接地も太陽光発電設備が設置されており、事務局からの説明の通りで特に問題はないと思われます。以上です。

議 長

同じく現地確認をしていただきました 2 番：友延委員からも意見があればいただきたいと思ひます。

2 番：  
友延委員

はい、特に問題は見受けられませんでした。以上です。

議 長

はい。これにご意見、ご質問のある方はございませんか。

(ありませんの声)

議 長

無いようですので、これを許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しま

した。

次に、議案第 53 号、農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について審議を行います。

本議案中、申請番号 3 番につきましては、前の議案の中で一括して審議を終えておりますので、申請番号 4 番について事務局から提案します。

事務局

はい。それでは議案第 53 号、農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について次のとおり、許可申請があったので意見を求めます。議案書の 6 ページからです。

申請番号 4 番です。申請地は[ ] 字 [ ] 番 [ ]、地目は田で、面積が 1,266 m<sup>2</sup>の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農地区分は第 2 種農地です。

転用目的は工事中仮設事務所及び駐車場用地としての一時転用です。

[ ] から [ ] に入る場所に位置し、西側を [ ]、周囲を [ ] と接しています。

利用計画についてですが、申請者は自身が経営する建設会社の代表者で、市道の新設工事に伴い、申請地に工事中事務所及び駐車場の仮設を予定しています。

盛土等を行わず、現状のまま整地し、バラスを敷きますので、土砂の流出等の恐れはないものと考えられます。

農地法以外にその他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は、工事費として [ ] 円を見込んでおり、それを満たす金融機関の預金通帳の写しが添付されています。

工事期間は許可後から令和 3 年 3 月 31 日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

許可基準は、運用通知の第 2 の 1 の (1) のカの (イ) で、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当します。以上です。

議長

事務局による現地調査及び転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題はないとのことですが、ここで地元の農地利用最適化推進委員であります財前和洋推進委員から意見をいただきたいと思います。

財前和洋  
推進委員

現地確認を行いました。事務局の説明通りで問題ないと思います。

議長

はい。この件についてご意見、ご質問のある方はございませんか。

(ありませんの声)

議長

無いようですので、これを許可することにご異議ありませんか。

<p>議 長</p>	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。</p> <p>次に、議案第 54 号、農用地利用集積計画による貸借権設定についての審議を行います。事務局から提案します。議案書の 24 ページです。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第 54 号、農用地利用集積計画の決定についてです。権利種別が貸借権設定の案件で、農地中間管理機構を介した農地中間管理事業も含まれています。</p> <p>それでは、集積表が 24 ページにありますのでご覧ください。表の下から 2 行目の小計で、利用権設定等の田の面積が 58,346 m<sup>2</sup>、畑の面積が 135,051 m<sup>2</sup>の合計面積が 193,397 m<sup>2</sup>で、利用権を設定する農家数 47 戸、利用権の設定等を受ける農家数 15 戸で、利用権等の種類別面積のうち貸借に係る面積 168,246 m<sup>2</sup>、使用貸借に係る面積 25,151 m<sup>2</sup>です。</p> <p>詳細につきましては議案書 8 ページから記載していますのでご覧ください。以上、よろしくお願いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>無いようですので、これを認めることにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。</p> <p>次に、議案第 55 号、農用地利用配分計画に係る農用地貸付 (案) についての審議を行います。事務局から提案します。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第 55 号、農用地利用配分計画に係る農用地貸付 (案) についてであります。農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、農地中間管理事業における農用地貸付に係る利用配分計画を定めたいので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき意見を求めます。</p> <p>お手元に配布してあります別紙 A 3 用紙の貸付調書についてあわせてご覧ください。議案書の 22 ページからの権利設定を受けての配分計画の内訳を記載しているものです。</p> <p>最初に、別紙の農用地貸付調書の 1 ページをご覧ください。</p> <p>借受者、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>さんに 3 件の合計面積が 3,103 m<sup>2</sup>の貸し付けが示されて</p>

います。

本件は現在も借受者が貸し付けを受けており、本年末に現行の貸し付け期間が満了するため、貸借権を再設定するものです。

2 ページ目です。借受者、[ ]さんに7件の合計面積 11,329 m<sup>2</sup>の新規貸し付けが示されています。

3 ページ目です。[ ]さんに4件の合計面積が 15,063 m<sup>2</sup>、4～6 ページで[ ]さんに40件の合計面積が 39,741 m<sup>2</sup>の貸付が示されておりますが、これらは以前、大分県農業農村振興公社が中間管理事業により借り受けて管理している農用地を今回担い手へ貸し付けるものです。

以上であります。

議 長

ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。

(ありませんの声)

議 長

無いようですので、これを認めることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。

次に、議案第 56 号、非農地証明願についての審議を行います。

事務局から提案します。

事務局

議案第 56 号、非農地証明願が次のとおりありましたので、意見を求めます。議案書の 26 ページからをご覧ください。

申請番号 16 番、所在が[ ]字[ ]番[ ]外[ ]筆、地目は田で、合計面積 811 m<sup>2</sup>、申請人は[ ]の[ ]さんです。

申請の内容は、申請人の父親が平成 10 年 10 月 2 日付けで資材置き場、駐車場、倉庫用地として農地法第 4 条の転用許可を受け使用していたが、登記地目の変更を行っていなかった。申請人が相続した後、地目の変更がなされていないことに気付いたが、当時の転用許可書を紛失しているというものです。今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり地目変更を行いたいとのことです。

現在、申請のとおり宅地化しており、非農地として認められると考えられます。

申請番号 17 番、所在が[ ]字[ ]番、地目は畑で、面積 150 m<sup>2</sup>、申請人は[ ]の[ ]さんです。

申請の内容は、昭和 53 年頃、[ ]を増築してしまったというものです。

今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり地目変更を行いたいとのことです。

現在、申請のとおり宅地化しており、非農地として認められると考えられ

<p>議 長</p>	<p>ます。以上です。</p> <p>事務局の調査によれば、申請内容に問題はないとのことですが、ここで、地元の農地利用最適化推進委員の意見をいただきたいと思います。</p> <p>最初に申請番号 16 番につきまして、永野次郎推進委員から意見をお願いします。</p>
<p>永野次郎 推進委員</p>	<p>去る 10 月 26 日、私と事務局と中野委員と一緒に現地を確認いたしました。事務局の説明通り問題ありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>同じく現地確認をしていただきました 5 番：中野委員からも意見があればいただきたいと思います。</p>
<p>5 番： 中野正年</p>	<p>今、説明がありましたように、永野委員の報告のとおりでありますので問題ありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に申請番号 17 番につきまして、早田彰臣推進委員から意見をお願いします。</p>
<p>早田彰臣 推進委員</p>	<p>はい。先月の 22 日に神田委員及び事務局と現地を確認いたしました。現在は■■■■が建っており農地回復は不可能と認められ、特に問題はないと思います。 以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>同じく現地確認をしていただきました 6 番：神田委員からも意見があればいただきたいと思います。</p>
<p>6 番： 神田委員</p>	<p>はい。私からも特に問題はありませんでした。 以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員の意見では問題ないとのことですが、ご意見、ご質問のある方はございませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>無いようですので、これを認めることに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項 (1) 農業用施設の届出について、事務局から報告します。</p>

事務局	<p>はい。それでは報告事項（1）農業用施設の届出がありましたのでご報告いたします。27 ページをご覧ください。</p> <p>所有者は■■■■の■■■■さんで、所在が■■■■字■■■■番■■■■で、地目が田、面積が 1,031 m<sup>2</sup>の内 149.97 m<sup>2</sup>であります。届け出の内容ですが、農業用倉庫を建築したいということであります。施工期間が令和 2 年 12 月 1 日から令和 3 年 2 月 1 日であります。</p>
議長	<p>この件について、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
議長	<p>ないようですので、次に、報告事項（2）農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について、事務局から報告します。</p>
事務局	<p>報告事項（2）農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について次のとおり通知がありましたので報告します。28 ページになります。</p> <p>届出番号 19 番、所在が■■■■字■■■■番、地目が畑で、面積が 5,950 m<sup>2</sup>で、貸人が■■■■の■■■■さんで、借人が■■■■の■■■■さんです。解約事由については、借り人の都合で合意解約するものです。</p>
議長	<p>この件について、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
議長	<p>ないようですので、次に、報告事項（3）農地所有適格法人定期報告について、事務局から報告します。</p>
事務局	<p>報告事項（3）、農地法第 6 条第 1 項の規定により農地所有適格法人から次のとおり報告書の提出がありましたので報告します。29 ページになります。</p> <p>報告のありました農地所有適格法人は、農事組合法人■■■■であります。内容等につきましては、議案書と一緒に配布してあります別紙の要件確認書のとおりであり、農地所有適格法人の要件を全て満たしております。</p> <p>以上であります。</p>
議長	<p>この件について、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
議長	<p>ないようですので、以上で、本総会の議事がすべて終了しました。</p> <p>これを持ちまして、令和 2 年度豊後高田市農業委員会第 8 回総会を閉会します。お疲れ様でした。</p>

午前10時48分  
令和2年11月6日